

熊本県公報

号外 第44号
平成14年12月20日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例……(人 事 課)	3
○熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……(")	11
○熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……(")	13
○熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…(")	17
○熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例……(")	19
○熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例…(")	19

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 給料表
 - 別表第1から別表第4まで、国に準じて改定を行うこととした。
 - (2) 諸手当
 - ① 初任給調整手当の改定(第7条の3関係)
 - ア 最高支給限度額 316,400円 → 311,400円
 - ② 扶養手当の改定(第8条関係)
 - ア 配偶者 16,000円 → 14,000円
 - イ 子等のうち3人目以降 3,000円 → 5,000円
 - ③ 期末・勤勉手当の改定等(第15条の5、第15条の6関係)
 - ア 3月期の期末手当を0.05月引き下げ
(期末勤勉手当年間支給月数 4.7月 → 4.65月)
 - イ 平成15年度以降3月期の期末手当を廃止し、6月期、12月期に配分
 - ウ 期末手当と勤勉手当の割合を改定
(一般の職員の場合の支給月数)

		本年度	15年度
・6月期	期末手当	1.45月	→ 1.55月
	勤勉手当	0.6月	→ 0.7月
・12月期	期末手当	1.55月	→ 1.7月
	勤勉手当	0.55月	→ 0.7月
 - (3) 特例一時金(附則第11項から第14項関係)
 - 特例一時金を廃止することとした。
 - (4) 附則
 - ① 施行期日
 - 平成15年1月1日から施行することとした。ただし、(2)③のイ及びウについては、平成15年4月1日から施行することとした。
 - ② 平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置
 - 平成14年4月からの年間給与について、民間との実質的な均衡が図られるよう平成15年3月期に支給される期末手当の額について、所要の調整を行うこととした。
- ◇熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 給料表
 - 別表について、国に準じて改定を行うこととした。
 - (2) 諸手当
 - ① 初任給調整手当の改定(第8条の2関係)
 - ア 最高支給限度額 51,600円 → 50,800円
 - ② 期末特別手当の改定等(第18条の2関係)
 - ア 3月期の期末特別手当を0.05月引き下げ
(年間支給月数 3.55月 → 3.5月)
 - イ 平成15年度以降3月期の期末特別手当を廃止し、6月期、12月期に配分
(期末特別手当の支給月数)